

県南広域振興局長告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年7月3日

県南広域振興局長 田村均次

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 397号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市江刺区藤里字沢田204番1地先から田原字分限城29番3地先まで	新	m 62.0～16.0	m 2,320.0
	旧	26.0～10.0	2,320.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 平成24年7月3日から同年8月3日まで